

おしらせ

当薬局は、厚生労働大臣が定める基準による調剤を行っている保険薬局です。
すべての医療機関の処方箋を受け付けております。

調剤管理料・服薬管理指導料に関する事項

当薬局は、保険調剤に係る医薬品以外の医薬品に関するものも含め、患者ごとに服用薬剤の種類や経過などを記録した「薬剤服用歴」を作成し、調剤の都度、取扱いの注意、薬によるアレルギーや副作用の有無を確認するとともに、また複数の病院・診療所から薬剤が処方されているような場合には、服用薬剤同士の重複や相互作用の有無をチェックしています。

特掲診療料届出事項

調剤基本料に関する事項

当薬局は調剤基本料 1 の施設基準に適合する薬局です。

地域支援・医薬品供給対応体制加算に関する事項

当薬局は地域支援・医薬品供給対応体制加算 2 の以下の基準に適合する薬局です。

(体制基準)

- ①後発医薬品調剤を積極的に行っており直近 3 か月の後発医薬品の数量割合 85%以上に適合する薬局です。
- ②医薬品の安定供給を確保するために必要な体制を有しています。
- ③地域医療への貢献するために必要な以下の体制を有しています。
 - (1) 地域医療に貢献する体制を有することを示す実績を有しています。
 - (2) 地域における医薬品等の供給拠点として対応します。
 - (3) 休日、夜間を含む薬局における調剤・相談応需体制を整えています。
 - (4) 在宅医療を行うための関係者との連携体制等の対応を整備しています。
 - (5) 医療安全に関する取組の実施をしています。
 - (6) かかりつけ薬剤師が服薬管理指導を行う旨の届出をしています。
 - (7) 患者毎に服薬指導の実施、薬剤服用歴の作成をしています。
 - (8) 管理薬剤師は定められた要件(薬局経験5年以上、常勤、当該薬局在籍1年以上)を満たしています。
 - (9) 研修計画の作成、学会発表などを推奨しています。
 - (10) 患者のプライバシーに配慮、椅子に座った状態での服薬指導に配慮しています。
 - (11) 地域医療に関連する取組の実施をしています。

連携強化加算に関する事項

当薬局は以下の基準に適合する薬局です。

- ・第二種指定医療機関の指定
- ・新興感染症や災害の発生時における体制の整備及び周知
- ・新興感染症や災害の発生時における手順書の作成及び職員との共有
- ・災害の被災状況に応じた研修、または地域の協議会、研修または訓練等への参加計画・実施
- ・オンライン服薬指導の整備・セキュリティ全般に対する対応
- ・要指導医薬品・一般用医薬品の販売

バイオ後続品調剤体制加算に関する事項

当薬局は、医薬品の適切な保管及び患者様への適切な説明を行うことができる保険薬局であって、バイオ後続品（バイオシミラー）の調剤を行うにつき必要な体制が整備されています。

夜間・休日等加算、時間外等加算に関する事項

月曜日～金曜日の 19 時以降、土曜日の 13 時以降、年末年始の店舗営業日（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）は夜間・休日等加算を請求させていただきます。（日・祝日は除く）

夜間時間・休日などで対応する場合、開局時間外では時間外等加算を算定いたします。

在宅薬学総合加算に関する事項

当薬局は以下の基準に適合する薬局です。

- ・在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨の届出
- ・緊急時等の開局時間以外の時間における在宅業務に対応できる体制（在宅協力薬局との連携を含む）及び周知
- ・在宅業務に必要な研修計画の実施、外部の学術研修の受講
- ・医療材料・衛生材料の供給体制
- ・麻薬小売業者免許の取得
- ・在宅患者に対する薬学管理及び指導の実績（年 48 回以上）

電子的調剤情報連携体制整備加算に関する事項

当薬局は以下の基準に適合する薬局です。

- ・オンライン資格確認システムを通じて患者の診療情報、薬剤情報等を取得し、調剤、服薬指導等を行う際に当該情報を閲覧し、活用していること。
- ・マイナンバーカードの健康保険証利用を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいること。
- ・電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスを活用するなど、医療DXに係る取組を実施していること。

服薬管理指導料の注 1 に関する事項

当薬局は以下の基準に適合する薬局です。

- ・以下の勤務経験をする薬剤師の配置（3 年以上の保険薬局勤務経験、週 31 時間以上勤務、当該保険薬局に継続して 6 か月以上在籍、薬剤師認定制度認証機構が認証している研修認定制度等の研修認定を取得している、医療に係る地域活動の取組に参画している）
- ・保険薬剤師の在籍期間（平均して 1 年以上の在籍・管理薬剤師は当該薬局に継続して 3 年以上在籍）
- ・患者のプライバシーに配慮しています。

在宅薬剤訪問管理指導料に関する事項

在宅薬剤訪問管理指導を行う旨を地方厚生局長等に届け出ています。

在宅中心静脈栄養法加算に関する事項

在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨を地方厚生局長等に届け出ています。

在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算に関する事項

当薬局は以下の基準に適合する薬局です。

- ・麻薬小売業者の免許の取得。
- ・高度管理医療機器の販売業の許可の取得

調剤ベースアップ評価料に関する事項

当薬局には、賃上げ対象になり得る職員が勤務しており、賃金の改善を実施するにつき必要な体制が整備されています。

明細書の発行に関する事項

医療の透明化や積極的な情報提供の推進のため、領収証を発行する際に、調剤報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行することと致しました。明細書には使用した薬剤の名称等が記載されます。その点をご理解いただき、明細書の発行を希望されない方は受付にてその旨をお申し出下さい。

取扱い公費負担医療に関する事項

健康保険法、労働者災害補償保険法、生活保護法、戦傷病者特別援護法、原子爆弾被害者に対する援護に関する法律、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、心神喪失などの状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律、障害者総合支援法、母子保健法、難病の患者に対する医療等に関する法律、肝炎治療特別促進事業、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律。

療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いに関する事項

当薬局では、以下の項目についてその使用量・利用回数に応じた実費の負担をお願いしております。

軟膏容器 10～50g:50円 65～125g:100円

水薬容器 30ml～100ml:50円

点鼻容器 15ml:50円

長期収載品の調剤に関する事項

長期収載品(後発医薬品がある先発品)の調剤において、制度に基づき特別の料金をいただく場合がございます。制度の趣旨をご理解いただき、ご不明な点はお気軽にご相談ください。

営業時間

月～金曜日(8:45～18:00)土曜日(8:45～17:00)

連絡先TEL:079-457-2552

緊急連絡先TEL:079-457-2552 (営業時間外は転送されます)

医薬品副作用被害救済制度について

医薬品を正しい目的、正しい方法で使用したにも関わらず、副作用によって一定レベル以上の健康被害が生じた場合、医療費や年金等の給付を行い、被害者の迅速な救済を図ることを目的とした公的な制度です。対象は、昭和 55 年 5 月 1 日以降に使用した医薬品によって発生した副作用による疾病、障害、及び死亡です。ただし、他人の薬を使った場合、予防接種や抗がん剤・免疫抑制剤など一部の医薬品を使った場合、救命のため緊急で大量の医薬品を使った場合などは、対象外となります。

生物由来製品感染等被害救済制度について

生物由来製品を適正に使用したにも関わらず発生した感染等による健康被害者に対して各種の救済給付を行い、被害者の迅速な救済を目的とした公的な制度です。

対象は、平成 16 年 4 月 1 日以降に使用した生物由来製品が原因で感染等による疾病(入院を必要とする程度のもの)、障害(日常生活が著しく制限される程度のもの)及び、死亡です。感染後の発症予防のための治療や、二次感染者のうち、給付要件に該当するものも救済の対象となります。

※問い合わせ先…

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 健康被害救済部 [TEL:0120-149-931](tel:0120-149-931)